

会員規約

(名称)

第1条 この会は、一般社団法人日本母乳バンク協会と称する。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、東京都中央区日本橋久松町4-4 1階 に置く。

(目的)

第3条 この会は、母乳バンクに関する活動（公益活動）を行い、新生児医療に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために以下の事業を実施する。

- (1) ドナーミルクの提供
- (2) 新生児栄養に関する講演会開催

(会員種別)

第5条 この会の会員は、賛助会員・個人会員の2種類とする。

(1) 賛助会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。なお、賛助会員はDiamond会員・Platinum会員・Gold会員・Silver会員・White会員・A会員・B会員・C会員の8区分とし、その区分に応じたドナーミルク提供量は以下のとおりとする。

Diamond会員： 年間120ℓまで

Platinum会員： 年間80ℓまで

Gold会員： 年間60ℓまで

Silver会員： 年間40ℓまで

White会員： 年間30ℓまで

A会員： 年間20ℓまで

B会員： 年間10ℓまで

C会員： 年間5ℓまで

(2) 個人会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 賛助会員 Diamond 会員：年間 220 万円、Platinum 会員：年間 150 万円、Gold 会員：年間 120 万円、Silver 会員：年間 80 万円、White 会員：年間 60 万円、A 会員：年間 45 万円、B 会員：年間 22 万円、C 会員：年間 12 万円

- (2) 個人会員：一口年間 1 万円で何口でも可

(会員資格の有効期間・継続・変更)

第 8 条 会員資格の有効期間は入会日より翌 3 月 31 日までとする。

(1) 会員資格の継続を希望する会員は、有効期間の満了日である翌 3 月 31 日までに、次年度の年会費を所定の方法にて入金するものとする。入金がない場合は、有効期間の満了日をもって会員資格を失効する。

(2) 会員種別の変更を希望する会員は、有効期間の満了日である翌 3 月 31 日までに変更届を提出し、新しい会員種別の年会費を次年度初月である 4 月末までに納入しなければならない。

(退会)

第 9 条 会員は、退会届を代表理事に提出し任意に退会することができる。

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会費を 1 年以上納入しないとき。

附 則

この会則は、令和元年 5 月 27 日から施行する。

第 2 版 令和 4 年 1 月 18 日改訂

第 5 条会員種別に Gold 会員ならびに Silver 会員を追補

第 7 条会費に Gold 会員ならびに Silver 会員の会費を追補

第 3 版 令和 5 年 12 月 13 日改訂

第 5 条(1)(2)、第 7 条(1)、第 8 条(2)は、令和 5 年 12 月 13 日より理事会の承認を経て履行

第 4 版 令和 6 年 12 月 26 日改訂

第 5 条会員種別に Diamond 会員を追補

第 7 条会費に Diamond 会員の会費を追補

第 5 版 令和 7 年 12 月 1 日改訂

第 2 条事務局所在地を変更

各会員の年会費を変更